

学校いじめ防止基本方針

上富田町朝来小学校

平成31年4月1日一部改訂

1 はじめに

子どもたちが楽しい学校生活を送れるように、子どもたちの人権、命を守るためにいじめ問題に対して、学校としてあらゆる場所、すべての時間を用い、最大限の取り組みをしていく。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童の言動をきめ細かく観察するものとする。

また、いじめの認知については、次の項目に留意する。

- ◆「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ◆「心理的な影響を与える行為」とは、ひやかし、からかい、悪口、脅し等を意味する。
- ◆「物理的な影響を与える行為」とは遊ぶふりとして叩いたり、蹴ったりする身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、物隠し、金銭強要等やインターネット上での誹謗中傷なども意味する。
- ◆外見的に、けんかのように見えることでも、事実の全容をしっかりと見極め、児童が感じる被害性に着目し、いじめかどうかを判断する。
- ◆インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

3 いじめの理解

（1）いじめ問題を根絶する5か条

- ①「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との認識を持つ。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫く。
- ③小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止め、迅速に対応する。
- ④いじめられている子どもの立場に立ち、初期段階から組織的に取り組む。
- ⑤日頃から子ども・保護者・地域との信頼関係の構築に努める。

（2）いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではない。周りではやし立てたり面白がった

りする「観衆」や、見て見ぬ振りをし、暗黙の了解を与えている「傍観者」も、いじめを助長する存在である。

また、一見、仲が良い集団においても、集団内に上下関係があり、上位の者が下位の者に他者へのいじめを強要しているケースもあるなど、周囲の者からは見えにくい構造もある。

さらに、直接の接点がないと思われる集団においても、いじめが発生する可能性があり、インターネット上のソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNSという。）でのやりとりの中でつくられている関係についても留意する。

（3）いじめの態様

いじめは、冷やかしやからかい、悪口等、見た目にはいじめと認知しにくいものがあるほか、暴力を伴わない脅しや強要等がある。たとえ、冷やかしやからかい等、一見、仲間同士の悪ふざけに見えるような行為であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、深刻な苦痛を伴うものになり得る。

特に、遊びのふりをして軽く叩く、蹴るなどは、周囲の者がいじめと認知しにくい場合もあることから、いじめを受けた児童の心情を踏まえて適切に認知する。

本校では、いじめを認知する際の具体的な態様として、次のような例を参考にしながら判断するものとする。

（暴力を伴うもの）

○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等

（暴力を伴わないもの）

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○仲間はずれ、集団による無視をされる

○金品をたかられる

○金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○嫌なことやはずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

4 いじめの防止等の学校の取組

（1）いじめの防止等の対策のための組織

ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなる、いじめ対策委員会を設置する。

イ いじめ対策委員会の構成員は次の通りとする。

編成原則→校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・担任・養護教諭・スクールカウンセラー等
ウ いじめ対策委員会は次のような役割を担う。

（ア）学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルの検証の中核となる役割

（イ）いじめの相談・通報の窓口としての役割

（ウ）いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

（エ）いじめの疑いに係る情報があつたとき、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共

有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

(2) 未然防止

次の3項目を常に意識し、目標を達成するよう全職員で取り組む。

1. いじめを予防するための取り組み（普段の教育活動の充実を図る）
2. いじめの早期発見（アンテナを高くし、子どもを見つめる）
3. いじめを克服するための取り組み（全職員、保護者との連携）

ア 道徳教育及び体験活動等の充実

学校教育全体を通し、正義を重んじ、誰に対しても公正にすることや、かけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を育てる。そのため教科書とあわせて、和歌山県教育委員会が作成した読み物資料集「心のとびら」を活用するなどして、道徳教育の充実を図る。

イ 児童会活動等の活性化

学級集団を育成するために、朝の会、終わりの会、学級会などで子ども同士の話し合い活動、相互援助を活性化させ、規範意識や社会性が身につくよう指導の充実を図る。

また、縦割り班活動を通して、子どものコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、自分の役割を意識させることで責任感を持たせ、上級生が下級生の子どもの世話することで協調性や思いやりの心を育てリーダーの育成を図る。

ウ 児童生徒の人権意識の向上

正しいものの見方や考え方、行動の方を身につけさせるために、人権教育を充実させ、いじめが起こらない土壌を培う。

エ 授業づくりの改善と工夫

子どもたちが好ましい人間関係の中で意欲的に取り組むため、わかる授業・楽しい授業の充実を図る。

オ 開かれた学校づくり

本校が取り組むいじめ防止について、保護者への理解を促すとともに、育友会と定期的に情報交換したり、学校運営協議会の制度を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

カ インターネット上のいじめの防止

児童にSNS等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が重大な人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家等を招き、児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。特に、携帯型ゲーム機もインターネットにつながることを留意する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

(ア) 想起発見のための5つのポイント

- ①子どもの変化を見取る。(ちょっとした変化に気づく)
- ②子どもの生活実態を把握する。(生活アンケートなどの活用する)
- ③子どもが孤立していないか、すべての活動で注意深く観察する。
- ④子どもの日記等の中に気になることがないか注意深くみる。
- ⑤保護者と連携を深め、情報交流を行う。

(イ) いじめアンケート等の実施

家庭生活アンケートを6月、学校生活アンケートを10月、いじめアンケートを2月に実施し、アンケート結果を基に個人面談を行う。実施に当たっては、児童が素直に自分の心情を吐露しやすいよう、家庭で回答させる。

学級担任は、アンケートの結果を集計し、気になることがあれば、学年主任や生徒指導主任等に相談するとともに、直ちに管理職に報告し、職員間で情報を共有する。

また、教職と児童、保護者と交わされる日記等も活用する。

(ウ) 教育相談体制の充実

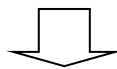
家庭訪問や個人面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童等の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

情報のキャッチ

児童がいじめを受けていると思われる場合、特定の教職員で抱え込むことなく、いじめ対策委員会を活用する。

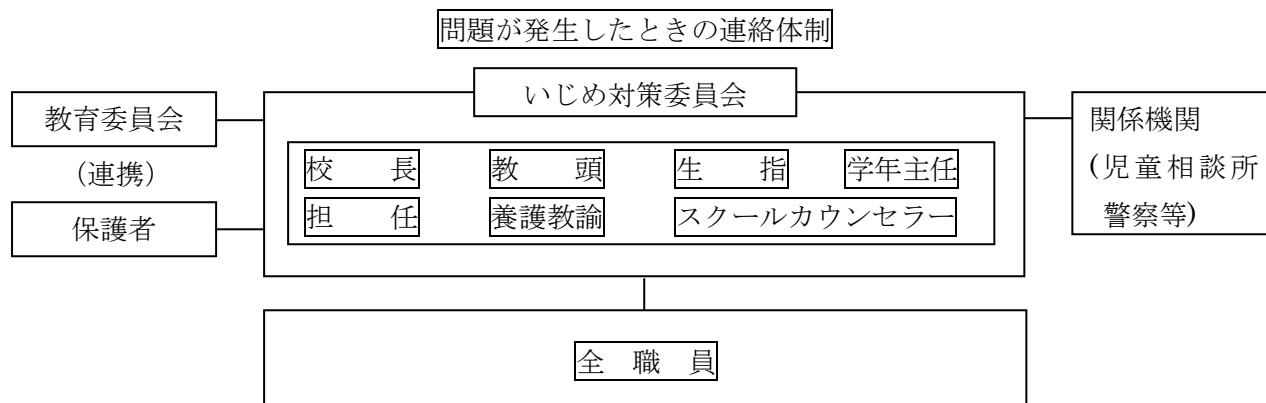
- | | |
|---------------------|------------------|
| ●いじめが疑われる言動を目撃 | ●養護教諭等の同僚教諭からの報告 |
| ●生活ノート等から気になることばを発見 | ●保護者からの訴え |
| ●「生活(いじめ)アンケート」から発見 | ●当該児童からの訴え |
| ●スクールカウンセラーからの報告 | ●周囲の児童生徒から訴え |



- ・いじめ対策委員会への報告、いじめの有無を確認した上で、管理職は教育委員会等に報告する。
- ・事実関係の把握については、次の3点に留意する。
 - ①聞き取るべきでない内容等、留意すべきことを確認する。
 - ②事実確認は、被害・課外・関係する児童を個別に同時進行で行う。
※事実確認」と「指導」を明確に区別する。
 - ③聞き取った情報(発生日時・場所・内容等)を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握する。
- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保する。
- ・いじめが認知された場合、いじめを行った児童に対して、直ちにやめるよう毅然とした態度で指導する。また、自分の言動がいじめであることを認識させ、十分に内省を促す。
- ・いじめの再発を防ぐため、当該学級に複数の教員を配置したり、登下校や休み時間の見守りを

行ったりする。必要にいじめを行った児童を別室で学習させるなど、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送るための具体的な方針を決定し、迅速に対応する。

- ・保護者との信頼関係を築くために、連携して問題解決に取り組む。
- ・場合によっては、警察への通報等を行うとともに、学校運営協議会とも連携し、問題解決に当たる。



(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童としっかり向き合い、いじめの防止等にきっちり取り組める資質能力を身につけられるよう、学校いじめ防止基本方針、マニュアルやハンドブックなどを活用し、年3回（6月、8月、10月）、校内研修を行う。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取組について、保護者に理解を得て、育友会総会や個人面談等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

学校対策組織やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議を定期的に行い、児童の人間関係を継続的に注視していく。いじめを受けた児童については、継続的な心のケアに努めるとともに、自己有用感等が回復できるよう支援する。

また、いじめを行った児童については、いじめの背景にある原因やストレス等を取り除くよう支援するとともに、相手を思いやる感情や規範意識が向上できるよう粘り強く指導する。

さらに、当該児童の保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や児童の言動を継続的に把握する。なお、いじめが「解消している状態」とは少なくとも①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする。）②被害児童が心身の苦痛をかんじていないことの2つの要件が満たされている必要がある。

(7) 取組内容の点検・評価

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況、学校評価等を利用して確認するとともに、いじめ対策委員会を中心に学校いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断・報告

次のような事態（以下、「重大事態」という。）が発生した際、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図（文末参照）をもとに、直ちに適切な対処を行う。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態については、次の事項に留意する。

- ◆ 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、次のようないじめを受けた児童の状況に着目して判断する。
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を負った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- ◆ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合にも、直ちに適切な対処を行う。

(2) 重大事態の調査の実施と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ いじめ対策委員会が中心となり、教育委員会と連携し、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実としっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力